

平成28年度監査報告書

財政援助団体監査

【国分寺市観光協会】
【国分寺市勤労者福祉サービスセンター】

平成28年12月

国分寺市監査委員

平成 28 年度財政援助団体監査報告書

第 1 監査の種類

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定による監査

第 2 監査の対象

補助金交付団体	所管部課
国分寺市観光協会	政策部 市政戦略室
国分寺市勤労者福祉サービスセンター	市民生活部 経済課

第 3 監査の範囲

平成 27 年度に交付された補助金に係わる出納その他の事務

第 4 監査の実施期間

平成 28 年 9 月 7 日 から 平成 28 年 12 月 27 日まで

現地調査 平成 28 年 10 月 11 日 国分寺市勤労者福祉サービスセンター
平成 28 年 10 月 13 日 国分寺市観光協会

第 5 監査の着眼点

所管部課関係

- 1 補助金の決定は関係法令等に適合しているか。
- 2 補助金の目的は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- 3 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- 4 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書によりなされているか。
- 5 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

団体関係

- 1 関係規程は整備されているか。
- 2 事業計画書、予算書及び決算諸表と主管部局へ提出した補助金の交付申請書、実績報告書等は符号するか。
- 3 補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。
- 4 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- 5 監事による監査は適正に行われているか。金融機関の残高証明、又は預金通帳と収支残高が一致するか。
- 6 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。

補助金が補助金対象事業以外に流用されていないか。

- 7 出納関係帳票の整備，記帳は適正か。また，領収書等の証拠書類の整備，保存は適切か。
- 8 小口現金については適正に管理されているか。
- 9 精算報告は適正に行われているか。また，精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。

第6 監査の方法

補助金に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているかどうかについて，書面及び現地調査を行い，必要に応じ所管職員等からの説明を聴取し監査を実施した。

第7 監査の対象団体の概要及び監査結果

1 国分寺市観光協会

(1) 設立

昭和 54 年 3 月 30 日

(2) 目的

観光事業の振興を図り，観光開発の助成を促進し，市内産業の発展に寄与すること。

(3) 事業の概要

- ア 史跡，文化財の保存
- イ 観光資源の開発，調査研究及び宣伝紹介
- ウ 観光事業の計画及び促進
- エ 観光名産品の開拓指導及び宣伝紹介
- オ 観光施設の整備促進
- カ その他国分寺市観光協会（以下協会）の目的達成に必要と認める事業

(4) 組織

協会は会員である趣旨に賛同する個人，法人及びその他の団体で組織されている。議決事項は総会及び理事会で決定され，協会の運営を円滑に推進するため総務委員会，広報宣伝委員会，事業委員会，会員増強特別委員会，規約等改正特別委員会を設置している。

協会及び事務局は政策部市政戦略室に設置され，事務局長及び事務局職員は市政戦略室長及び市政戦略室まちの魅力発信担当が充てられている。

(5) 事務局所在地

国分寺市戸倉一丁目 6 番地 1 国分寺市役所 政策部 市政戦略室

(6) 補助金の状況

市は、補助金等の予算執行に関する規則に基づき、平成 27 年度は 435,000 円を交付している。

(7) 補助金の実績

平成 27 年度の予算、決算並びに補助金充当額は別紙のとおりである。

(8) 監査の結果

監査の着眼点に留意し調査を行ったところ、団体において以下のとおり改善及び検討を要する事項が見受けられた。

出納関係帳票及び通帳、手提げ金庫等の確認時に、手提げ金庫に小口現金が存在していたが現金出納簿がなかった。現金による取り扱いは慎重を期すべきであり、現金出納簿を備え、現金、出納簿、通帳等の残高を照合できるようにされたい。

決算報告書において観光物品売上は一般会計と別会計としていたが資産台帳集計表、物品売上票、収支残高票を添付して決算報告としていた。別会計とするのであれば、独立した会計として一般会計と同様の書類を整える必要があると考えるため検討されたい。

以上のことを踏まえ、会計経理を適切にされたい。

2 国分寺市勤労者福祉サービスセンター

(1) 設 立

昭和 52 年 2 月

(2) 目的

市内小規模事業所の事業主及び従業員の福利厚生を増進ならびに小規模事業所の振興発展に寄与すること。

(3) 事業の概要

- ア 会員に対する各種保険の加入及び保険金の給付に関する事業
- イ 会員の余暇活動に関する事業
- ウ 会員相互の親睦と交流に関する事業
- エ 国分寺市勤労者生活資金貸付条例に基づく生活資金のあっせん事業
- オ その他目的を達成のための必要な事業

(4) 組織

国分寺市勤労者福祉サービスセンター（以下サービスセンター）には議決機関である評議員会、執行機関である役員会、顧問及び参与が設置されている。役員会は会長、副会長、理事及び監事によって構成され、評議員会は評議員と役員によって構成されている。

また、サービスセンターの事務を処理するため事務局が設置されている。

(5) 事務局所在地

国分寺市西恋ヶ窪三丁目 33 番地 3

(6) 補助金の状況

市は、補助金等の予算執行に関する規則に基づき、平成 27 年度は 10,458,000 円を交付し、実績報告により 18,559 円の返還を行っている。

(7) 補助金等の実績

平成 27 年度の予算、決算並びに補助金充当額は別紙のとおりである。

(8) 監査の結果

監査の着眼点に留意し調査を行ったところ、団体において以下のとおり改善を要する事項が見受けられた。

サービスセンター嘱託職員等の採用及び就業に関する規程では、正規の勤務時間を超えて勤務することを命じた時は、時間外勤務手当を支給することとなっており、その額は勤務時間 1 時間につき、1 時間当たりの賃金の 100 分の 125 を支給することとなっている。サービスセンターの臨時職員が正規の勤務時間を超えて勤務していた日があったが 100 分の 100 の支払いとなっていた。今後の支払いの際は十分注意するとともに、適正に事務処理をされたい。